

災害拠点病院の指定方針案について

基本的な考え方

本指定方針は、国の指定基準をもとに、埼玉県として指定にあたり必要となる具体的な基準を整備するものです。

1 地域における必要性

- (1)考慮すべき地域範囲
 - ①二次保健医療圏
 - ②二次保健医療圏及び隣接二次保健医療圏
- (2)地域の人口
- (3)想定される災害
- (4)災害拠点病院、災害時連携病院、医療機関の状況
- (5)地域における必要性の照会先機関
 - ①災害拠点病院連絡協議会
 - ②地域災害保健医療調整会議
 - ③上記(1)の地域に所在する災害拠点病院

2 災害拠点病院としての適正

- (1)救急受入実績
 - ・項目：重症・中等症
 - ・比較対象：既存の災害拠点病院
 - ・基準：①全災害拠点病院の平均以上
②最も低い災害拠点病院以上
- (2)体制
 - ・救急専従者数・常勤、非常勤
 - ・従事者の専門研修受講状況（MCLS、JATEC、JPTEC、JNTEC、ICLS等資格の要否）
- (3)移送手段の確保状況

3 災害時連携病院としての実績

- ・BCPに基づく病院独自の研修・訓練実施状況
- ・地域の関係機関との訓練実施状況
- ・災害時における地域の医療機関への支援体制づくり
- ・実災害における実績